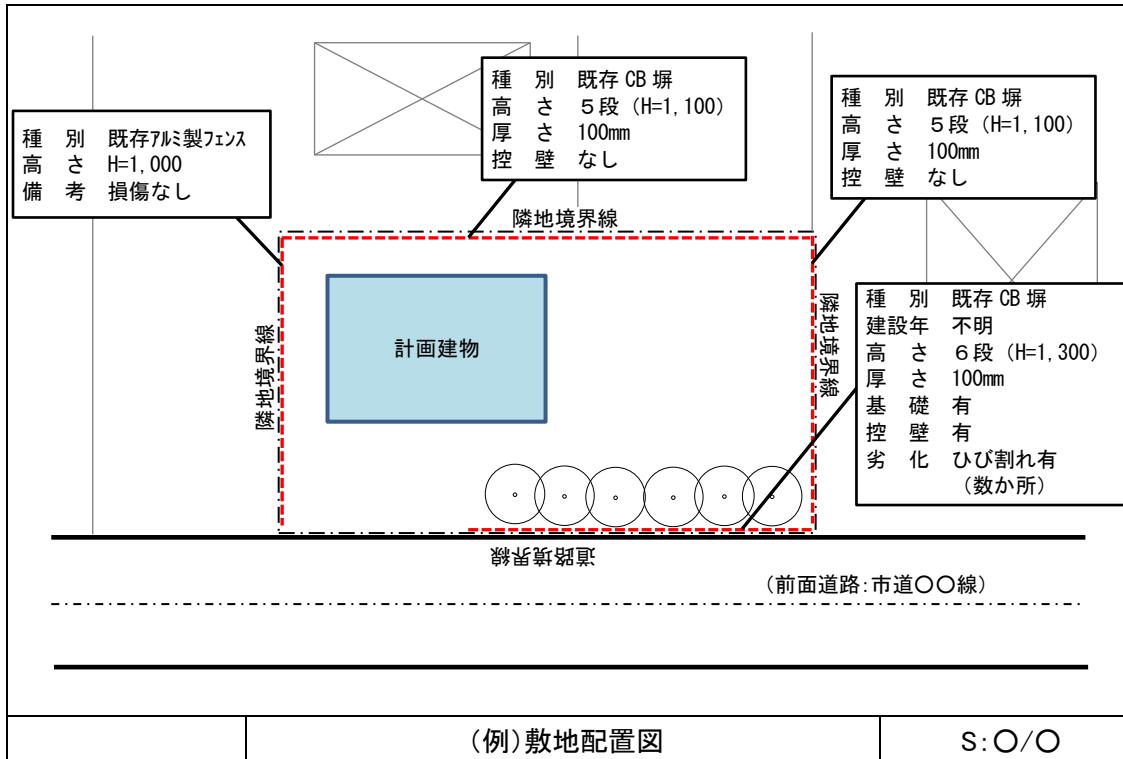
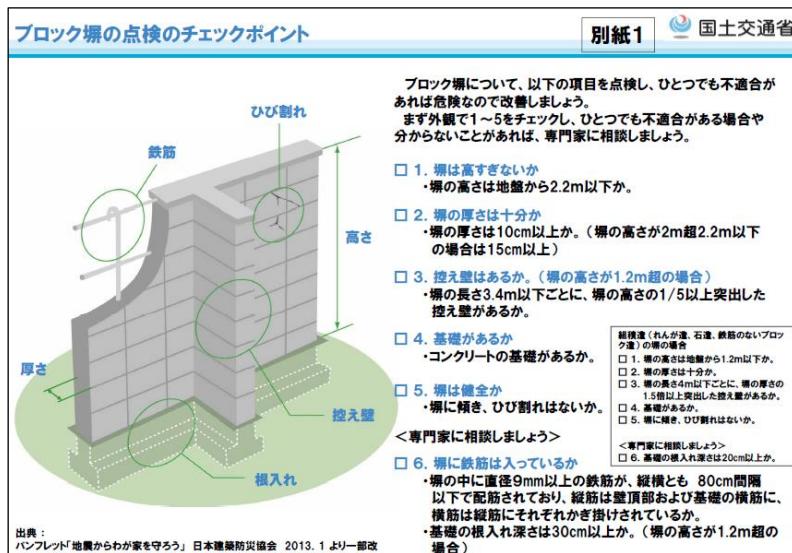


◆確認申請時の図面への記載例

敷地配置図等



道路境界線沿いのブロック塀について、詳細に調査を実施することとする。
なお、併せて、CB塀以外の塀(建築物の一部となるもの。隣地境界線沿いのものも含む。)についても、その状況を記載することとする。
(例上図のアルミ製フェンス)



○愛媛県内におけるブロック塀に係る取扱い運用基準より抜粋 (P15)

◆確認申請時の対応

法第6条に基づく確認申請書の提出があったとき、敷地内にブロック塀がある場合は、既存建物の状況を確認するのと同様に、設計者に対し、当該ブロック塀の状況の確認を求ることとする。

(既存不適格に該当するか否か、現行法に照らし合わせた場合支障があるか否か等)
(国交省が公表している「ブロック塀の点検のチェックポイント」を用いた調査を想定。(巻末付録 P26 に収録))